

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例		
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 46 号	法 規 集	第 14 編第 1 章第 4 節の 2
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局行政課		
条 例 の 概 要	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項により、県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理するに当たっては、条例により定めることとされているため、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	市町村が処理することとされた事務については、管理及び執行を当該市町村が行うこととなるため、基礎自治体である市町村の自治権の強化につながり、有効に機能している。	平成 21 年 4 月 1 日現在、3 項目 6 事務を第 2 条中の表に記載し、市町村へ移譲している。
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例の運用により、基礎自治体である市町村の機能の強化が図られ、事務の効率的な執行に寄与している。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	「地域主権実現のための基本方針」（平成 19 年 7 月）では、基礎自治体である市町村の行政権能等の強化に向けた支援を取組方針の一つとしており、本条例はこの考え方に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	平成 22 年 4 月に予定している相模原市の政令指定都市への移行が決定した際には、改正を検討する必要がある。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無